

高浜原発 3, 4 号機の再稼働に反対する声明

- 1 本年 2 月 12 日、原子力規制委員会は関西電力高浜原発 3, 4 号機が「新規制基準」を満たしているとする審査書を正式決定した。今後、工事計画の認可や設備の検査、地元同意の手続などを経て、今夏以降の再稼働を目指すとする。
- 2 「新規制基準」は安全性を確保する基準ではない。同基準は福島第一原発事故の収束も原因解明もできていない中で作られ、EU 基準で実施されている格納容器の強度や電源系統の独立性なども盛り込まれていない著しく不十分な基準である。原子力規制委員会も「リスクがゼロと確認したわけではない」と説明する。しかし、安倍首相は同基準を「世界一厳しい安全基準」だと強弁し、同日の衆議院本会議での施政方針演説の中でも原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原発の再稼働を進める方針を改めて強調した。このような政策は、福島第一原発事故の結果、厳しく批判された「安全神話」の復活と、凄惨な事故の現実を顧みない無責任な原発政策への回帰と言わざるを得ない。
- 3 原子力規制委員会は高浜原発 3, 4 号機で同時に事故が起きても対応できるとしたが、それは 1, 2 号機の原子炉に燃料がなく停止していることが前提となる。さらに、福井県嶺南地方は、日本海に面し、高浜原発のほかに、高速増殖原型炉もんじゅ、敦賀原発、美浜原発、大飯原発の合計 14 基が集中的に立地する地域である。高浜原発は大飯原発とは約 14 km しか離れていない。巨大津波や地震に襲われれば事故が同時多発的に起きる危険性が十分ある。今回の審査ではその点は考慮されておらず、福島第一原発事故で 1~4 号機が同時に過酷事故に陥ったという重大な事実を無視するものである。
- 4 「地元の同意」に関して、関西電力や福井県知事は「立地自治体（県と高浜町の意）だけ」で十分だと明言する。しかし、高浜原発の場合、

30 キロ圏内には福井県だけでなく京都府や滋賀県も含まれる。滋賀県の前知事は「被害地元」という概念を提唱し現知事がそれを引き継いでいる。近畿の水がめ琵琶湖が汚染されれば大阪府なども「被害地元」である。福島第一原発事故では 30 キロ圏内の飯舘村は放射能による全村避難を余儀なくされた。どこが被害地元になるかは、その時々複雑な気象条件次第である。原発事故で被害を受ける可能性のある自治体はすべて「地元」と考えるべきである。立地自治体のみによる拙速な「同意」により再稼働を強行することに強く反対する。

- 5 大飯原発 3, 4 号機の運転差止を認めた 2014 年 5 月 21 日の福井地方裁判所の判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることこそが国富の喪失である。

高浜原発の再稼働は、福島第一原発事故再来のリスクを招くものである。そして、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの住民の意見を無視し、生活の安全をないがしろにするものであり、原発の安全性は絶対に確保しえないという福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な判断であるといわざるを得ない。

自由法曹団は、原発事故の被害を二度と繰り返させず、将来世代に禍根を残さないために、原発政策からの早期撤退こそが、我が国の取るべきエネルギー政策の姿であると考えます。原発ゼロの社会を実現するためにも、それに逆行する高浜原発再稼働への動きに対して、強く反対の意を表明する。

2015年2月18日

自由法曹団
団長 荒井 新 二